

令和2年度

指定管理者監査報告書

天塩町民保養センター「てしお温泉夕映」

てしお温泉夕映 本館

てしお温泉夕映 新館

天塩町監査委員

監査の対象

1. 公の施設

- (1) 天塩町民保養センター「てしお温泉夕映」(天塩町字サラキシ 5807 番地の 5)
- (2) てしお温泉夕映本館(天塩町字サラキシ 5807 番地の 2)
- (3) てしお温泉夕映新館(天塩町字サラキシ 5807 番地の 4)

2. 指定管理者

- (1) 株式会社 虎杖(北海道白老郡白老町虎杖浜 73-5)

3. 所管課

- (1) 商工観光課

4. 監査の範囲

平成 30 年から令和 2 年度に執行された(執行中も含む)、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和 3 年 2 月 1 日(月) から令和 3 年 2 月 5 日(金) まで

当該説明聴取日 令和 3 年 2 月 5 日(金) 13 時

6. 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかを主眼に、所管課及び指定管理者から監査の対象となった財務事務に関する執行状況が、関係法令や町条例、規則等に沿って適正かつ効率的に行われているかについて、事前提出された監査資料及び提出を求めた関係書類に基づいて、書類照合・その他の実施すべき監査手続き、説明聴取により実施した。

(1) 所管課

- ① 指定管理者を選定した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 事業に対する指導監督は適正に行われているか。
- ④ 業務の履行は業務報告書によりなされているか。

(2) 指定管理者

- ① 事業の執行は協定書及び仕様書に従って実施されているか。
- ② 会計処理は適正に行われているか。
- ③ 財産の管理は適正に行われているか。
- ④ 出納関係の諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- ⑤ 収納事務は適正に行われているか。

- ⑥ 内部監査担当者及び監事が任命されているか。
- ⑦ 監事による例月出納検査は行われているか。
- ⑧ 貸借対照表の預金残高は預金残高証明書の金額と一致しているか。
- ⑨ 貸借対照表の借入残高は貸付金残高証明書の金額と一致しているか。
- ⑩ 収益的収入支出予算の科目と損益計算書の勘定科目が一致しているか。
- ⑪ 資本的収入支出予算の執行額と貸借対照表の各勘定科目の増減額が一致しているか。
- ⑫ 収入支出各予算の執行状況は妥当か。
- ⑬ 人件費の内容は妥当か。社会保険、労災保険等に参加しているか。
- ⑮ 正規職員、臨時職員は直接雇用になっているか。
- ⑯ 賃金単価は妥当か。最低賃金単価以上を遵守しているか。
- ⑰ 物件費の契約金額、支出内容は妥当か。
- ⑱ 施設の管理状況は書類で整理されているか。管理業務の実施状況を日々チェックしているか。所管課と常に協議し、最善の状態が保たれているか。
- ⑲ 施設の維持管理に係るマニュアル等は整備されているか。
- ⑳ 施設の利用状況は書類で整理されているか。
- ㉑ 問題点を把握し改善事項を整理されているか。
- ㉒ 利益を得るための自助努力はされているか。

7. 監査の結果について

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

(1) 施設の概要

① 所在地等

施設名	天塩町民保養センター てしお温泉夕映	天塩町民保養センター てしお温泉夕映本館	天塩町民保養センター てしお温泉夕映新館
所在地	天塩町字サラキシ 5807 番地の 5	天塩町字サラキシ 5807 番地の 2	天塩町字サラキシ 5807 番地の 4
建築年	昭和 12 年 4 月	平成 4 年	平成 10 年
建物の面積	2,046.13 m ²	940.769 m ²	913.769 m ²
建物の構造	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建
主な設備 (1 階)	(1,092.92 m ²) 事務室、売店、物品庫 休憩室、厨房、 レストラン、休憩コーナー 機械室、電気室	(720.7 m ²) 事務室、物品庫 洋室(11 室)、和室(2 室) 洗濯室、リネン室 職員休憩室	(693.7 m ²) 多目的交流スペース
主な設備 (2 階)	(961.17 m ²) 和風・洋風風呂 家族風呂・脱衣室 休憩コーナー、物品庫	(220.069 m ²) 洋室(8 室) リネン室	(220.069 m ²) コワーキングスペース 講習・研修室 小会議室

②その他の設備

名称	備 考
温泉井戸	ガスセパレーターを含む

(2) 指定管理者の選定経緯と経過

① 選定の経緯

天塩町民保養センター「てしお温泉夕映、本館、新館」の指定管理者選定にあたっては、4団体から応募があり、具体的な提案により、プレゼンテーション・ヒアリングが行われ、天塩町民保養センター指定管理者候補者評価委員会、同選定委員会を開催し、提出された事業計画等について管理運営の基本方針、施設の利用促進を図る実施事業、施設の管理・運営体制、収支計画書等の選定基準に基づいて総合的に評価し、選考した。

② 選定の経過

- ア. 平成 29 年 9 月 11 日 第 1 回天塩町公の施設に係る指定管理者選考委員会
 - ・指定管理者の候補者選定について
 - ・宿泊棟及び研修室の改修等について
- イ. 平成 29 年 9 月 28 日～10 月 18 日
 - ・公の施設に係る指定管理者募集要項の公表及び配布
- ウ. 平成 29 年 9 月 28 日
 - ・応募説明会及び現地説明会
- エ. 平成 29 年 10 月 18 日
 - ・申請書類受付終了
- オ. 平成 29 年 11 月 2 日 第 1 回天塩町公の施設に係る指定管理者評価委員会
 - ・応募者 5 団体のプレゼン等による評価を行い、評価順位を決定
- カ. 平成 29 年 11 月 13 日 第 2 回天塩町公の施設に係る指定管理者選考委員会
 - ・選定委員により内容審議し、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を町長に答申することに決定
- キ. 平成 29 年 11 月 15 日 町長に答申
- ケ. 平成 29 年 11 月 17 日
 - ・町長が「株式会社 虎杖」に選定
- コ. 平成 29 年 12 月定例議会
 - ・指定管理者を「株式会社 虎杖」にすることを議決
- サ. 平成 29 年 12 月 15 日
 - ・指定管理者指定にかかる告示
- シ. 平成 30 年 4 月 1 日
 - 基本協定締結

(3) 天塩町と指定管理者との協定書内容

① 指定期間（協定書第6条第1項）

平成30年4月1日から平成33年（令和3年）3月31日までの3年間

② 指定管理料（年度協定書第3条）

（単位：円）

	指定管理料	消費税等	合計
平成30年度	30,000,000 円	2,400,000 円	32,400,000 円
令和元年度	30,000,000 円	2,400,000 円	32,400,000 円
令和2年度	30,000,000 円	2,400,000 円	32,400,000 円

③ 業務の範囲（基本協定書第7条）

ア. 天塩町民保養センター施設の使用許可に関する業務

イ. 天塩町民保養センター施設の整備等維持管理に関する業務

ウ. 上記に掲げるもののほか、本施設の運営に関して必要と認める業務

エ. 上記業務の細目は、指定管理業務仕様書により明確にされている。

④ 備品等の貸与及び更新（基本協定書第16条）

管理物品は、指定管理者に無償で貸与する。

⑤ 利用料金収入の取扱い（基本協定書第23条）

当該施設に係る利用料金は、指定管理者の収入として収受することができることとなっている。

⑥ 利用料金（基本協定書第24条、年度協定書第4条）

利用料金は、天塩町民保養センター設置条例、天塩町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例、天塩町林業研修センター設置条例に規定する利用料金となっている。

⑦ 施設等管理上の必要経費（仕様書10）

施設を適正に維持するための経費について、指定管理者が負担すべきものと町が負担すべきものの区分が、施設指定管理施設の仕様書により明確に示されている。

⑧ 管理事業計画に対する結果報告（基本協定書第19条 仕様書10）

管理業務計画書に基づき、施設の管理運営状況等を次のとおり報告することとなっている。

・月間業務報告書

・年間業務報告書（地方自治法第244条の2第7項）

(4) 協定書内容の実行について

指定管理基本協定には、指定管理者への指定の意義として、第2条で「地域住民等に対する住民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の向上を図ること」を、また、第13条では「維持管理を適切に行い、必要な修繕等は甲に報告し、速やかに行うこと」と記されているが、施設維持管理（小破修理及び清掃など）において

不履行な点が見られ、不十分であると言わざるを得ない。施設の維持管理については、両者間で補修計画などの作成や光熱水費が高い原因などを随時確認しながら、快適な環境整備に努めていただきたい。

(5) 指定管理者の各施設の利用実績

てしお温泉夕映各施設利用内訳

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール	R2	54	5	32	55	112	37	178	78	34				585
	R1	182	327	262	268	343	259	142	148	119	252	130	15	2,447
	H30	115	235	402	171	62	122	356	332	244	323	222	183	2,767
コワーキング	R2	28	64	192	235	198	108	224	156	120				1,325
	R1	72	139	246	229	173	424	149	99	149	249	115	33	2,077
	H30	120	108	105	94	87	26	99	116	93	224	144	110	1,326
宿泊	R2	219	341	431	720	843	759	787	494	366				4,960
	R1	625	715	987	940	1,131	917	759	569	255	235	248	265	7,646
	H30	407	667	853	95	1,038	864	797	616	451	450	461	533	8,096
入浴	R2	4,655	3,048	2,913	5,111	6,085	3,719	3,277	2,368	1,933				33,109
	R1	5,201	5,720	5,744	7,500	9,031	5,737	4,774	3,822	3,562	4,152	3,642	3,981	62,866
	H30	2,849	3,621	4,757	4,873	6,665	3,652	3,219	2,855	2,682	3,017	2,684	3,241	44,115

※R2. 1月～3月は数値なし

レストラン利用内訳

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	ランチ	525	564	842	1,156	1,305	1,188	1,126	797	489				7,992
	ディナー	218	263	280	302	398	341	346	300	245				2,693
	夕食券	70	161	212	450	521	459	467	230	107				2,677
	朝食券	205	318	350	646	766	691	693	445	338				4,452
R1	ランチ	1,140	1,220	1,032	1,237	1,298	1,102	886	717	576	211	235	238	9,892
	ディナー	385	446	500	494	345	231	354	307	233	67	51	85	3,498
	夕食券	255	335	565	590	672	478	297	140	125	324	258	277	4,316
	朝食券	582	700	922	910	1,033	886	695	556	234	817	716	627	8,648
H30	ランチ	690	930	812	1,154	1,512	799	1,130	888	788	915	873	974	11,465
	ディナー	441	608	600	688	575	434	428	447	356	546	491	442	6,056
	夕食券	315	274	407	483	537	326	313	175	179	182	152	201	3,544
	朝食券	128	644	856	949	1,032	789	756	568	408	404	399	472	7,405

※R2. 1月～3月は数値なし

(6) 収支状況について

(単位：千円)

	売上純利益	販売費・一般管理費	営業利益
平成30年度	211,188千円	128,341千円	△7,153千円
令和元年度	123,763千円	126,139千円	△2,376千円
令和2年度(見込)	96,317千円	117,945千円	△21,628千円

※令和2年度は、町からの支援金は算入していない。

8. 総括

指定管理者との協定書の締結にあたっては、協定書の締結及び年度協定書により締結されており、管理運営に係る内容については必要とされる事項をはじめ、経費の負担区分は明確にされているが、町と指定管理者間の施設運営及び維持管理に関する話し合いが少ないように思われる。町は、施設内の定期的なモニタリングを実施し施設の状況を共通認識するとともに、報告及び協議事項は口頭ではなく書面において取り交わすべきである。また、指定管理者から提出される各年度の事業計画や事業報告書の内容は相互に情報を共有し、その内容をいかに効率的かつ効果的に行うことができるかについて配慮すべきである。指定管理者においても、経営面などにおいて苦慮するところはあるだろうが、利用者の立場に寄り添った維持管理及びサービスの提供を行っていただきたい。